

確定申告などの際の障害者控除対象者の認定書を交付します

年齢65歳以上の方で精神または身体に障害のある方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受ければ、確定申告および住民税申告の際の障害者控除の対象となります。介護保険の要介護などの認定を受けている方は、その調査記録などをもとに障害者控除対象者認定基準により審査・判定を行い、該当する場合には「障害者控除対象者認定書」を交付していますので、必要な方は申請してください。(障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳の等級により障害者控除[特別障害者・障害者]の対象となります)

◆認定基準

認定区分	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	認知症高齢者の日常生活自立度
特別障害者に準ずる	◇一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 ◇屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	◇著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 ◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 ◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
障害者に準ずる	◇屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。	◇日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
非該当	◇何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。	◇何らかの症状を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。

◆認定基準日 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課

◆持参するもの
・本人(被保険者)の介護保険被保険者証 ・申請者(確定申告者)の身分証明書(免許証、マイナンバーカードなど)

問

<認定書関係> 介護保険課 ☎43-8338 FAX 30-0011
<税控除関係> 税務課 ☎43-8192 FAX 44-9411

停電事故防止にご協力を

近年、送電線に農業用ビニールなどが付着する事故が発生しております。風のある日は農業用ビニールの状態を点検するなど、舞い上がり防止にご協力をお願いします。

農業用ビニールなどが舞い上がり、送電線に付着してしまった場合は、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンターへご連絡ください。

問 東京電力パワーグリッド株式会社 カスタマーセンター ☎0120-995-007 FAX 029-254-5094

確定申告などの際のおむつ代の医療費控除用書類を発行します

確定申告や住民税申告の際に、おむつ(紙おむつなど)代を医療費控除の対象とする場合は、おむつ代の領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。介護保険の要介護などの認定を受けている方は、「おむつ使用証明書」の代わりに「市が主治医意見書の内容(寝たきり度、尿失禁の有無など)を確認した書類」でも認められていますので、必要な方は申請をお願いします。

※「市が主治医意見書の内容を確認した書類」の発行は、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降に限ります。初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります

※主治医意見書の内容によっては、確認書の発行ができない場合があります

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課

◆持参するもの

- ・本人(被保険者)の介護保険被保険者証
- ・申請者(確定申告者)の身分証明書(免許証、マイナンバーカードなど)

問

<確認書関係>
介護保険課 ☎43-8338 FAX 30-0011
<税控除関係>
税務課 ☎43-8192 FAX 44-9411

都市計画案の縦覧を行います

市では都市計画を変更するにあたり、都市計画案の縦覧を行います。

案に対しご意見のある方は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。

◆縦覧期間 令和5年1月5日(木)～1月19日(木)

◆縦覧場所 市役所第二庁舎都市整備課

◆案の内容
1.(仮称)しもつま中央工業団地(37.4ha)を工業専用地域への用途変更について
2.市公共下水道、東部公共下水道の排水区域の追加について

◆意見書の提出方法

縦覧場所にある意見書に必要事項を記載し持参または郵送にて提出してください。(令和5年1月19日までに必着)

◆提出先 下妻市長(都市整備課扱い)宛
〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地

問 都市整備課 ☎45-8128 FAX 43-2945

ご存知ですか 医療福祉費支給制度(マル福)

医療福祉費支給制度(マル福)は、一定の条件を満たす方が医療保険を使って医療機関などにかかった医療費(保険適用分)の一部を公費で助成する制度です。

※ひとり親マル福・重度心身障害者マル福には、所得制限があり、非該当となる場合があります

【対象者】

◆小児

○歳～18歳の年度末までの方(中学生・高校生はひとり親区分優先)

◆妊産婦

母子手帳の交付を受けた方(原則、産婦人科での保険適用受診のみ利用可能)

◆ひとり親

◇18歳未満の児童または20歳未満の障害児もしくは高校在学者を監護しているひとり親家庭の父または母とその子

◇父母のいない児童。その児童を養育している配偶者のない男子および女子または婚姻したことのない男子および女子

◇父もしくは母が重度障害者である母子もしくは父子など

◆重度心身障害者

◇身体障害者手帳1・2級に該当の方

◇身体障害者手帳3級に該当の方でその障害名が心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害とされる方

◇療育手帳の判定が(A)またはAの方

◇障害基礎年金1級の方

◇身体障害者手帳3級かつ療育手帳の判定がBの方

◇特別児童扶養手当1級の方

◇精神障害者保健福祉手帳1級の方

※65歳以上で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度への加入が必要となります

◎まだ申請をしていない方、保険証などの変更があった方は、保険年金課(本庁舎1階)で手続きをください。また、ひとり親に該当する方で、所得超過により児童扶養手当を受給していない方は保険年金課へご相談ください。

問 保険年金課

☎43-8326 FAX 43-2933



太陽光発電設備を設置した方へ

☆償却資産としての申告

太陽光パネルなどを設置して売電する場合、設置した太陽光パネルなどの設備は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、令和5年1月31日(火)までに償却資産の申告をお願いします。申告が必要となる方は次のとおりです。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	申告が必要	申告は不要
個人(事業用)、法人	申告が必要	

☆太陽光発電設備の特例

令和4年のうちに新たに太陽光発電設備を設置した方で、次に該当する方は地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)の適用を受けることができますので、ご確認ください。

対象資産	自家消費型太陽光発電設備 (再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)
取得時期	令和2年4月1日～令和6年3月31日
課税標準の特例割合	・発電出力が1,000kW未満のもの → 2/3 ・発電出力が1,000kW以上のもの → 3/4
適用期間	課税の年度から3年度分
固定価格買取制度(FIT)の認定	認定を受けたものは不可
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助	補助を受けていることが特例の認定に必要

問 税務課 ☎43-8193 **FAX** 44-9411

令和5年下妻市消防出初式

新春を飾る恒例の消防出初式を開催します。消防署員や消防団員の服装、規律の点検や消防ポンプ車20台の車両行進を行います。

◆日 時 令和5年1月8日(日)午前8時30分～ ◆場 所 下妻市役所本庁舎南側駐車場

※当日、午前7時にサイレンを鳴らしますので火災と間違わないようお願いいたします
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります

問 消防交通課 ☎43-2119 **FAX** 43-4214

ハラスメント対応特別相談窓口

ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙などによりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「ハラスメント撲滅月間」としています。

12月1日～令和5年3月31日の期間に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、労働者・事業主の皆様からの相談に対応しています。

ご来庁の際は新型コロナウイルス感染防止のため、ご予約いただくとスムーズです。

問 茨城労働局雇用環境・均等室

☎029-277-8295 **FAX** 029-224-6265

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

事業主の方へ

償却資産の申告をお願いします

会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、市内に償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の資産所有状況を下妻市長あてに申告する必要があります。また、法人の廃業などにより償却資産がなくなった場合にも減少の申告が必要です。

令和5年度分の償却資産の申告期限は令和5年1月31日(火)ですので、期限内の申告をお願いします。※虚偽の申告をしたり、正当な理由なくして申告をしなかった場合には地方税法の規定により罰せられることがあります

◆償却資産とは

- 固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、法人税法または所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。具体的には次のものなどが事業用資産です。
- 個人や会社で工場や商店、事務所などを経営している場合の機械類、事務機器類など
- 不動産賃貸業(駐車場やアパートなどの貸付業)を営んでいる場合のアスファルト舗装、植栽などの外構工事
- 飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスター、看板など

問 税務課 ☎43-8193 **FAX** 44-9411

石綿(アスベスト)事前調査について

建築物の解体・補修時には石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査「事前調査」を実施し、その調査結果を都道府県に報告する必要があります。対象となる工事は下記のとおりです。

- 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの。
 - 建築物を改造または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。
 - 工作物を解体、改造または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。
- ※事前調査は、必要な知識を有する資格者などに依頼する必要があります

問

環境省 水・大気環境局大気環境課
☎03-3581-3351

HP <http://www.env.go.jp/>

県環境対策課大気保全担当

☎029-301-2961

家庭の水道設備の凍結防止対策にご協力を

寒くなって気温が低下すると水道管やメーターが凍り、断水や破裂することがあります。

◆水道管が凍りやすい場所

◇水道管が「むき出し」になっている場所

◇日の当たらない場所

◇風当たりの強い場所

◆家庭でできる凍結防止対策

◇「むき出し」になっている水道管は、直接外気に触れないよう保温材を巻き付け、ひもで縛って固定し、その上から保温材が濡れないようにビニールテープなどで隙間なく重ねて巻いてください。
※保温材は市販されているものの他に毛布、発泡スチロールなどでも代用できます
◇メーターが入っているボックスの中に、発泡スチロールを細かく砕いたものや布切れなどを濡れないようにビニール袋に入れて、メーターを保護するようにしてください。

◆もし凍結してしまったら

蛇口が凍ってしまった場合は、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。
※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので注意してください

◆もし破裂してしまったら

メーターが入っているボックスの中にある止水栓を閉めて、水を止めてから市の指定工事業者へ修理を依頼してください。メーターが凍結し破損した場合は、無料で交換しますので市上下水道課にご連絡ください。

※市の条例により、緊急の工事であっても市の指定を受けていない業者が水道工事をすることはできません。必ず市指定工事業者であることを確認してから工事を依頼してください

問 上下水道課 ☎44-5311 **FAX** 44-5312

市立図書館 おはなし会

市立図書館の1月のおはなし会は次のとおりです。参加は自由ですので、お気軽にお越しください。

「おはなしの花たば」「にちようびのおはなし会」

◆日 時 毎週土曜・日曜 午前11時
7、8、14、15、21、22日

◆読み手 図書館ボランティア
(第2・第4日曜日のみ図書館職員)

◆参加者 各日先着5組

◆場 所 市立図書館 児童室(おはなしコーナー)

問 **申** 市立図書館

☎43-8811 **FAX** 43-8855

市立図書館 開館カレンダー/1月

日	月	火	水	木	金	土
1 休館	2 休館	3 休館	4 休館	5	6	7
8	9	10 休館	11	12	13	14
15	16 休館	17	18	19	20	21
22	23 休館	24	25 休館	26 休館	27 休館	28 休館
29 休館	30 休館	31 休館				

- ※1月1日(日)から1月4日(水)まで、年始および館内整理にて休館
- ※1月9日(月)は、祝日のため午後5時まで開館
- ※1月10日(火)は、臨時休館日
- ※1月25日(水)から2月3日(金)は、特別整理期間のため休館

問 市立図書館 ☎43-8811 FAX 43-8855

冬のおよむよむキャンペーン 読書マラソン

市立図書館では、読書マラソンを開催しています。図書館カウンターで「読書スタンプカード」をもらってスタンプを集めてください。

- ◆参加できる方 幼稚園保育園年中 (平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ)から大人まで
- ◆開催期間 令和5年3月31日(金)まで
- ◆実施方法
 - ①市立図書館総合案内カウンターで「読書スタンプカード」を受け取る。
 - ②本(コミック、雑誌を除く)を読んでスタンプを集める。※スタンプは1冊につき1個となります
 - ③スタンプ25個で「折り返し地点」、50個で「ゴール」。折り返し地点、ゴールにてプレゼントをお渡しします。(大人は25個でゴール)

問 申 市立図書館
☎43-8811 FAX 43-8855

ふるさと博物館 開館カレンダー/1月

日	月	火	水	木	金	土
1 休館	2 休館	3 休館	4 休館	5	6	7
8	9	10 休館	11	12	13	14
15	16 休館	17	18	19	20	21
22	23 休館	24	25	26	27	28
29	30 休館	31				

※1月1日(日)から1月4日(水)まで、年始休館

問 ふるさと博物館 ☎44-7111 FAX 44-7115

筑波大学附属病院 オンライン市民公開講座 「肺がんについて知ろう」

今回は、「肺がん」について、専門の医師がわかりやすく解説します。新着の市民公開講座情報は、筑波大学附属病院 総合がん診療センターHPをご覧ください。

- ◆日 時 令和5年1月21日(土) 午後2時～4時
- ◆場 所 オンライン(ZOOMを使用します)
- ◆参加費 無料
- ◆対象者 どなたでも参加可能です。
- ◆申込締切 令和5年1月14日(土)
※総合がん診療センターホームページよりお申込みください



総合がん診療センター
ホームページ

問 筑波大学附属病院 総合がん診療センター
☎029-853-8096

【出場者募集】 令和4年度しもつま環境カルタ大会

しもつま環境カルタ大会は、環境保全をテーマに制作した下妻市オリジナルのカルタを使用し、カルタ取りを通して環境保全への関心と理解を深めることを目的としたイベントで、令和4年度は下記のとおり出場者を募集します。たくさんの申込みをお待ちしています。

- ◆開催日時 2月26日(日) 午後1時30分～
- ◆場 所 イオンモール下妻1F フォレストコート
- ◆主 催 STOP!温暖化エコネットしもつま
- ◆募集対象 市内在住で、「年中」「年長」クラスの年齢の未就学児
- ◆申込方法 お子様2人1組で、市生活環境課にお申し込みください。
- ◆募集枠 年中の部、年長の部とも16組32人
※応募者多数の場合、抽選となります

問 生活環境課
☎43-8234 FAX 44-7833

いばらき出会いサポートセンター 入会登録料無料キャンペーン

いばらき出会いサポートセンターは、県が労働団体と共同で設立した組織で、結婚を希望する独身の方を対象に、会員登録制による男女の出会いと結婚を支援しています。

新たに導入したAIマッチングシステムの更なる利用促進のため、女性を対象に入会登録料(通常11,000円/2年間)の無料キャンペーンを実施します。詳しくは、センターホームページをご覧ください。

- ◆対象期間 1月4日(水)～3月31日(金)
- ◆対象者 上記期間中、センターに入会登録する女性

問 申 いばらき出会いサポートセンター
☎029-224-8888 FAX 029-224-8921
HP <https://www.ibccnet.com>



1月および2月のマイナンバーカード (個人番号カード)の窓口交付日

マイナンバーカード(個人番号カード)を申請した方には、概ね1カ月程度で『個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)』(以下、交付通知書)を封書(ピンク)にて送付しています。

マイナンバーカードの受け取りは、火曜日・木曜日の時間外および休日を希望する場合は、予約が必要です。インターネットまたは専用ダイヤル(☎45-8129)にて予約をしてから、受け取りをお願いします。※交付および申請補助サービスの日程は、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります

1月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1 ×	2 ×	3 ×	4 ●	5 ▲	6 ●	7 ×
8 ×	9 ×	10 ▲	11 ●	12 ▲	13 ●	14 ■
15 ×	16 ●	17 ▲	18 ●	19 ▲	20 ●	21 ×
22 ×	23 ●	24 ▲	25 ●	26 ▲	27 ●	28 ×
29 ★	30 ●	31 ●				

2月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 ●	2 ▲	3 ●	4 ×
5 ★	6 ●	7 ▲	8 ●	9 ▲	10 ●	11 ×
12 ×	13 ●	14 ▲	15 ●	16 ▲	17 ●	18 ■
19 ×	20 ●	21 ▲	22 ●	23 ×	24 ●	25 ×
26 ×	27 ●	28 ●				

- 【交付時間】
- =平日日中 午前8時30分～午後5時15分
 - ▲=平日時間外交付日(要予約)
上記に加え、午後5時20分～午後7時
 - =休日交付日(要予約)
午前9時～正午、午後1時20分～午後5時
 - ★=休日交付日(要予約)・申請補助サービス
午前9時～正午、午後1時20分～午後5時
- ※カード申請補助サービスは午前9時から午前11時30分まで実施します
×=カード交付・申請補助サービスは行いません

問 申 市民課 ☎43-8196 FAX 43-2933